

産業構造審議会 知的財産分科会

とりまとめ

第1章 知的財産権を取り巻く現状について

1. 企業活動の変化

ー企業活動のグローバル化の加速

- ・中国、インド、アセアンなど新興国市場が急成長。一方で、電気電子製品など一部の分野では、日本企業の競争力が低下。

(参考) 世界経済に占める新興国GDP 約20%(2003年) → 約38%(2012年)

- ・技術流出防止、模倣品対策を念頭におきつつ、特許として守るべき技術は、多くの製品について、我が国での権利化のみでは不十分であり、海外での権利化が必須になっているのではないか。

実際に、我が国の国際出願件数は過去10年で約2.5倍に増加。ただし、依然として、海外へ出願される割合は欧米企業より少ない。

(参考) 自国に出願している特許のうち、海外にも出願している特許の割合

日本：27% 米国：53% 欧州：47%(2011年)

- ・海外市場において自社の市場を拡大し、かつ、収益に結びつけるためには、標準化戦略と知財戦略（特許だけでなく、意匠・商標等を活用したデザイン・ブランド戦略も含む。以下同じ。）が重要。

ー製品寿命の短期化と企業による研究開発活動の変化（オープン戦略とクローズ戦略のベストミックスの必要性）

- ・電気電子製品などを中心に製品寿命が短期化。
- ・これに伴い、特許をはじめとする知財権について、強い権利を低コストで、かつ、早期に取得する必要が増大。
- ・一方で、我が国企業による研究開発投資は趨勢的に減少している（「リーマンショック」以降、2兆円程度減少）。製品寿命の短期化ともあいまって、産学連携や企業間の共同技術開発、技術移転などいわゆる「オープン・イノベーション」の必要性が上昇。オープン・クローズ戦略や研究開発投資の重点化が重要な課題に。

ー地域や中小企業等の知的財産への取組み

- ・我が国においては、例えば、特許出願総数に占める中小企業・個人による出願の割合は米国の半分以下（日本:12% 米国:25%）であるなど、依然として、技術の特許化における「裾野」の広がりは限定的であり、出願・権利化の支援が必要。
- ・地域や中小企業等に対し、知的財産の創造・保護・活用の更なる支援が必要。

2. 知的財産制度を巡る環境変化

ー制度の多極化

- ・日米欧三極に加え、中国、韓国の存在感が高まっている。将来的にはインド、ブラジルが台頭してくる可能性が高い。（中国の出願数は世界全体の4割：2011年）。
- ・相対的に、我が国特許庁に対する出願の世界シェアは、現状のままでは、減少していく可能性に留意。
- ・我が国企業は海外の多数の国で特許権を取得する必要性が生じていることを踏まえ、特許行政は我が国企業のグローバルな活動をどのように応援できるかとの視点からの検討が改めて重要ではないか。

ー「制度間競争」

- ・特許審査ハイウェイ（PPH：Patent Prosecution Highway）のネットワークの拡大（2013年12月時点30カ国）、特許協力条約、意匠におけるハーグ協定をはじめとする制度調和の進展等により、どの国に最初に出願するかについて、企業が国（特許庁）を選ぶという戦略的行動は、今後、一層高まっていくと考えられる。
- ・このような「制度間競争」「各国特許庁間のサービス競争」ともいいうる状況の中、欧州においては単一効特許制度や欧州特許裁判所制度の創設等を通じて、制度の魅力を上昇させようという試みが目立つ。特許技術の分類や情報システムの域外輸出の動きにも目を見張るものがある。
- ・日本の特許庁もまた、ユーザーに提供できるサービスを、総力を挙げて拡充する必要があるのではないか。

ー競争政策、公共政策との「交差」

- ・電気電子製品などでは、1製品に多数の特許技術が使用され、さらに、特許技術が国際標準に採択される事例（標準必須特許）も増加。

- ・このような中、標準必須特許に基づく権利行使のあり方（標準必須特許に基づいて、他社の最終製品製造に対して、差し止めを求めることが許されるのか等）や特許不実施主体（NPE：Non-Practicing Entity）による権利行使のあり方について、近時のホワイトハウスによる提言を始めとして、諸外国における議論が活発化。

他方、我が国においては、一般的に、権利者による特許権の活用レベルが依然として高くないといった事情を背景に、上記のような問題は未だ顕在化していないとの指摘もある。

- ・新興国の中では、中国における無審査によって取得された権利の濫用やインドにおける強制実施権、医薬品保護のあり方についての議論が生じており、我が国企業の権利に重大な影響を与える可能性があるため、注視が必要。
- ・今後、狭義の知的財産制度の議論に留まることなく、競争政策等の観点も踏まえ、さらには、広く経済一般に資する知的財産制度のあり方を検討する必要があるのではないか。

第2章 今後の取組みのあり方

前章で記述したような我が国企業及び知的財産制度双方の環境変化を踏まえつつ、本分科会では、制度ユーザーのニーズを実証的に検討した。この結果、今後の知的財産政策の主な方向性は次のように整理できるのではないかな。

（1）我が国企業によるグローバルな知的財産権の取得と活用に対する支援

－世界最速・最高品質の特許審査の実現

我が国の質の高い審査が世界で信頼されることにより、我が国で特許を取得すれば、海外特許庁における審査が最小限にとどまり、海外でも同様の特許を迅速に取得できるというシステムを目指すことが必要ではないかな。そのためには、世界最速であり、かつ、最高品質の特許審査を実現する必要があるのではないかな。

－制度調和の推進、国内法への採用

上記システムの実現のためには、特許法条約、意匠におけるハーグ協定等、可能な制度調和も加速すべきではないかな。その国際的な制度調和を早急に実現するためには、我が国が積極的な提案や調整を行うなど他国への働きかけを行うとともに、我が国の制度自体についても、調和のための必要な見直しを進めるべきではないかな。

－海外での権利取得や模倣品対策の支援

我が国の多くの中小企業等にとって、海外で知的財産権を取得する必要に直面した

場合であっても、現実には、諸費用が高額にのぼることから断念せざるを得ないケースが多く、海外の知的財産制度や運用に関する十分な情報を入手することも困難である。同様に、自社製品の模倣品が存在することを認知できたとしても、ノウハウや費用面から単独で有効な対策を講ずることは難しい。行政として、海外での権利取得や模倣品対策等の支援を積極的に行うことが、我が国の国富増大にもつながるのではないか。

(2) 中小企業・地域への支援強化

－創造・保護・活用への支援強化（「知財総合支援窓口」の機能強化、先行技術調査支援、弁理士・弁護士との更なる活用）

我が国中小企業や個人事業者、地域、大学といった、未だ知財への取組体制が十分とはいえない者に対する発明、出願から権利の活用までの支援を強化すべく、弁理士・弁護士などの専門家による権利取得、審査手続又は権利活用に関する相談等のサポート体制やインターネットを利用したテレビ面接等を強化する必要があるのではないか。

－料金制度の見直し

これまで数度にわたる特許料金制度見直し等を踏まえて、中小企業や地域によるものを含め、広く我が国におけるイノベーションを促進するためには、特許、意匠、商標についてどのような料金制度が最善のものか、改めて、検討する必要があるのではないか。

－地域ブランドの活用促進（地域団体商標の登録主体の追加）

地域団体商標の登録は過去7年間で550件超に達し、今後一層の制度活用が期待される中で、商工会・商工会議所・特定非営利活動法人は登録主体とはなれないとの指摘を踏まえ、登録主体を農業協同組合・事業協同組合に限定することなく対象を広げ、さらなる地域団体商標の活用促進を図るべきではないか。

(3) イノベーション促進に資する環境整備等（オープン・クローズ戦略の徹底含む）

－世界最高水準の知的財産情報提供サービスの実現による技術開発、デザイン戦略等の支援（特許電子図書館(IPDL)の刷新)

特許など知的財産情報の電子的手段による提供は、我が国企業の技術開発やデザイン戦略等に重要な役割を果たしているが、サービス内容をより一層拡充すべきとの指摘もある。「世界最速・最高品質の特許審査の実現」と一体として世界最高水準の知的財産情報提供サービスの実現を目指すべきではないか。

－営業秘密の保護強化

オープン・クローズ戦略の必要性が上昇する中、技術の特許としてではなく、営業秘密として保護することが適切である事例が増大していくことが予想される。営業秘

密を使用した事業活動の国際化、ないし、海外への技術流出の防止にも留意しつつ、営業秘密の一層の保護強化が必要ではないか。

一標準必須特許や特許不実施主体(NPE)対策の検討

諸外国の動向を注視しつつ、我が国における標準必須特許等に起因する諸問題を早急に把握、関係省庁とも連携し、速やかに対策の必要性を検討すべきではないか。

以上の認識と方針の下で、次に挙げるとおり、個別具体的な課題についての重点化、加速化を図るべく整理を試みた。

今後、特許庁において、審査のあり方、審査官育成、業務の効率化等をはじめ、これらの個別具体的な課題への取組みについて、中長期的視点も含めた具体的な実施計画（「業務運営計画」（仮称））を速やかに策定し、着実に実施することを求めたい。

なお、その際に、施策を着実に実行するための「足腰」となる情報インフラと審査体制の整備、特に、任期付審査官も含めた審査体制の整備は必要不可欠であり、厳しい行財政状況の中にはあるものの、しっかりと取り組むべきものとする。

そして、知的財産をめぐるグローバルな環境が激変し、各国の特許制度・システムもまたこれらの環境変化に即応して展開を遂げつつある中、特許庁において、今後ともグローバルな動向を迅速かつ適確に把握・評価しつつ、制度・システムの利用者の視点に立って、制度・システムの見直しを行っていくことを求めたい。

第3章 具体的な課題と取組み

＜直ちに具体的な措置を講ずるもの＞

○「世界最速・最高品質」の知財システム

・「世界最速・最高品質」の審査の実現

これまで、出願・審査請求から審査着手までの期間（FA：First Action）について1年を切る「11 か月」を目標に取り組んできたところであるが、審査着手までの「待ち期間」とどまらず、権利化の迅速化を見据えて、審査官に係る所要の体制整備を行うとともに、定量的な目標を速やかに設定する。また、審査着手時期について、ユーザーニーズに応じてきめ細やかなサービスの提供を検討する。

併せて、最高品質の特許審査を実現する。特に、出願された技術を十分理解し、必要十分な国内外の先行技術調査及び特許要件に関する適切な判断を行うことにより、後に国内外で無効となることのない強さと、発明の開示範囲内で最大の広さを有し、国際的に信頼され、世界に通用する有用な特許権の設定を推進する。この「強く広く役に立つ特許権」を付与していくことを内外に明らかにすべく、特許審査の品質の維持・向上の

ための基本原則となる「品質ポリシー」等を年度内に策定する。そして、この原則に基づき、特許の審査基準の見直し、面接審査の充実、外国語文献調査の拡充及びこの調査の効率性を確保する観点から、高度検索システムの検討や国際的な調和を含む特許分類の再整備を進めていく。

また、特許審査の品質を測るための総合的な評価指標を 2014 年度中に定め、これを用いて、「世界最速・最高品質の特許審査」の実現に向けて品質管理を強化する。あわせて、品質管理の実施状況及び実施体制を客観的に評価する会議体を、実務者や学識経験者等の参画を得て、2014 年度の早期に設置する。

・企業の事業戦略に応じた形での特許・意匠・商標の複合的審査の推進

事業で活用される知的財産の包括的な取得を支援するため、本年4月から開始した事業戦略に対応するよう製品に関する特許、意匠、商標をまとめて審査する制度（「まとめ審査」）について、これまでの実績を踏まえて対象となる案件や出願人の範囲等の要件を見直し、より企業の事業戦略を支援する施策として推進する。

・英語による国際出願を対象とする特許庁による一次審査の実施

グローバルに活動する我が国企業は、新興国など海外での技術開発拠点を拡大しており、これら拠点で生まれた技術開発成果を特許として適切に保護する必要がある。

このため、アジアなど海外特許庁に対する英語による国際出願（特許協力条約に基づくもの）について、出願人の希望に応じて、我が国特許庁が 1 次審査（国際調査報告：ISR：International Search Report）を行うこととし、その対象国（管轄）の拡大を図る。

○より利便性の高い情報検索環境の構築（コンテンツの充実、意匠の検索環境充実）

・中国・韓国語文献を日本語で検索できる環境の実現

我が国企業による研究開発の重点化やその成果の効率的な権利化を支援する観点から、世界の特許出願の半数近くを占め、中には、世界最先端の技術が含まれる中国・韓国文献を翻訳精度の高い日本語によって閲覧でき、かつ、全文の検索が可能な情報システム開発を加速する。2015 年 1 月までに提供を開始する。

システムの提供によって、中国における技術文献公開から 1 か月以内に翻訳文の閲覧・検索を可能とする。

・世界最高水準の知的財産権情報提供サービスの実現

現在、工業所有権情報・研修館がインターネットを通じて提供している特許電子図書館（IPDL）について、官民の役割分担に留意しつつ、世界知的所有権機関や欧州特許庁など諸外国の同様のサービスを超える世界最高水準のサービス提供を目指し新たな情報基盤に刷新する。具体的には、技術開発の重点化や権利調査、先行技術調査等を目的とした内外の文献調査を促進し、知財立国の実現に資するため、中小企業、研究機関、研究者、個人を含め広く一般公衆を対象として、公報等で公表されている情報を中心とす

る内外の知財情報のうち基本的な情報を、諸外国特許庁による情報提供の状況等を勘案して標準的な機能とともにインターネットをはじめとするオープンな方法で提供する。

例)

- －特許公報等の情報（対象情報の拡大についても精査する）の一括ダウンロードサービス
- －パテントファミリー情報の参照や検索結果ランキングの表示
- －事業者が使用しようとする操作画像（GUI：Graphical User Interface）について、画像マッチング技術等を利用して関連する登録意匠の存否を迅速かつ簡易に調査できるツール
- －我が国におけるデザイン、ブランドを核とするイノベーションを推進するため、権利が有効な内外の商標や意匠に関する情報の提供

また、これらの実現に際して、情報提供の迅速化や、サービス間のリンク機能等によるユーザーインターフェースの改善を図る。さらに、新サービスを早期かつ効率的に実現するために、諸外国特許庁サービスとの連携や研究機関との協力の可能性も視野に入れる。

・特許庁による各国制度情報の収集及び提供の強化

新興国等の知的財産制度・運用情報（出願実務、訴訟実務、審決例・判例、統計情報等）を検索可能に提供している「新興国等知財情報データベース」において、ユーザーニーズに基づいて、東アジア、アセアン、BRICs を中心に、掲載対象国数を拡大し、掲載情報を充実する。

・「技術動向調査」の更なる拡充とその情報発信強化

企業の研究開発の重点化や知的財産戦略に資するため、従来から実施している特許出願に関する「技術動向調査」において、中国をはじめとした新興国特許文献等を調査して、各国企業の動向を分析対象とする。加えて、特許文献の技術レベルを特許庁内外の知見も活用して評価する等、分析を充実させるとともに、中小企業を含む企業経営層や業界団体を中心に、調査結果の周知活動を強化する。

・知的財産制度に関する発信の強化

我が国で権利を取得した技術や製品をもとに、我が国企業がグローバルに活躍できるようにするためには、我が国の知的財産制度や特許庁の制度運用・審査実務に対する信頼感、国際的なプレゼンスを高めることが重要である。そのため、我が国の制度や審査実務に関する情報や特許庁における国際的な取組み、成果等の情報をリアルタイムで世界に発信する英語版ホームページ等での特許庁における情報発信の強化を図る。

○中小企業が知的財産を創造・保護・活用する際の支援

・専門家が相談に応じってくれる窓口機能の強化

中小企業や個人事業者などに対し、出願から取得した権利の活用まで、専門的な個別相談に迅速に対応できるよう、全国 47 都道府県全てにわたる 56 か所の「知財総合支援窓口」で弁理士・弁護士と相談できる体制を構築する。併せて、営業秘密の管理に関する相談を受け付ける体制の構築も検討する。

また、窓口で待っているだけではなく、技術力のある中小企業等に対して、積極的に訪問し相談を行う知財アドバイザー（企業 OB 等）の派遣も開始する。

・グローバルに展開する中小企業の知的財産の権利化支援、模倣品対策

中小企業を対象とする外国出願の支援措置について、全ての都道府県で助成を受けられるように支援を拡大する。

同時に、模倣品等により海外現地で権利侵害を受けている中小企業に対する支援を拡充する。具体的には、補助金として、従来からの現地調査機関を活用した侵害調査支援を引き続き実施することに加え、2014 年度より、警告書の作成・送付や、外国の行政機関による取締り（侵害行為の差止め等）の申請手続といった権利行使に関する支援を新たに補助対象に追加し、海外現地での侵害対策支援を拡充する。

○知的財産を取得する際の料金制度の検討

中小企業等が権利を取得しやすくするため、また、企業のイノベーションを促進するため、産業競争力強化法における新たな減免制度の周知を早急に行うとともに、意匠・商標を含めた料金制度の全般的なあり方について、中長期的な特許収支の見通し等に基づいて検討を開始する。検討に際しては、料金制度の変更に伴う出願行動への影響等にも留意する。

○知的財産の活用促進

・知的財産を企業経営に組み込む取組みの推進

特許権など無形資産を把握し、それを「見える化」することで、企業の内部・外部における経営活動に活かしていく知的資産経営を推進する。特に、国と地方自治体、金融機関、中小企業診断士、弁理士、弁護士等の専門家との連携を強化することにより、知的財産が正当に評価され、融資等に結びつく好循環を推進する。

・イノベーションを加速するための知的財産の活用促進

大企業・大学の技術でライセンス可能な特許権等を中小企業の商品化や事業化へと繋げるべく、地方自治体等と連携して、第三者による知的財産権の活用を促進する知財ビジネスマッチング活動を支援する。特に、地域金融機関との連携強化、提供される知的財産権の充実、商品化・事業化に向けたフォローアップの強化を図る。

・ 研究開発プロジェクト等への支援

公的資金が投入された研究開発プロジェクト等に対して、知財マネジメントの専門人材である知的財産プロデューサーの派遣等による支援を行い、研究成果の適切な保護と事業化を促進する。

○利用しやすい知的財産を目指した法制度の見直し

・ 第三者の知見を活用した品質向上のための特許権の「付与後レビュー制度」の導入

特許制度小委員会報告書「強く安定した権利の早期設定及びユーザーの利便性向上に向けて」を踏まえ、従来よりも早期に瑕疵のある特許権を見直す制度を構築するため、「付与後レビュー制度」の導入に向けて、関係法改正案を今次通常国会に提出すべく速やかに準備を進める。

・ 特許権を取得する際の手続に関する救済規定の整備

上記の特許制度小委員会報告書を踏まえ、特許法及び実用新案法において、（１）特許審査請求期間の徒過、（２）優先権主張及び（３）手続をする者の責めに帰すべきでない事由（災害等）に係る救済措置の導入又は拡充に向け、関係法改正案を今次通常国会に提出すべく速やかに準備を進める。

・ 一度の手続きで複数国での審査が受けられるハーグ協定への加入に向けた取組み

我が国企業の製品等に関するデザインを海外諸国において保護されやすくするため、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応した意匠制度の実現に向け、意匠制度小委員会において検討し、第３回意匠制度小委員会（２０１４年１月３１開催）で報告書を取りまとめた。関係法改正案を今次通常国会に提出すべく速やかに準備を進める。

また、国際意匠登録出願の受付開始にあたっては、安定した意匠権を付与するために、国際公開から世界知的所有権機関に我が国の一次審査結果を通知するまでの期間を着実に１２か月以内とするよう特許庁の事務処理体制を整える。

・ 地域を活性化させるための地域ブランドの担い手拡充

商標制度小委員会報告書「新しいタイプの商標の保護等のための商標制度の在り方について」を踏まえ、地域ブランドの普及の担い手である商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人を商標法の地域団体商標の登録主体に追加するため、関係法改正案を今次通常国会に提出すべく速やかに準備を進めるとともに、地域団体商標の活用促進を図る。

・ 「色」や「音」等の新しいタイプの商標の保護の導入

上記の商標制度小委員会報告書を踏まえ、動き・ホログラム・輪郭のない色彩・位置及び音からなる商標を新たに商標法の保護対象とすべく、関係法改正案を今次通常国会に提出すべく速やかに準備を進める。

・専門家の質を向上させるための弁理士制度の見直し

弁理士のグローバル対応能力を向上させるための研修制度の充実、中小・ベンチャー企業等における知的財産の権利化を幅広く支援するための弁理士業務の充実、及び弁理士の自主的な取組を促進するための弁理士の社会的使命の明確化等について、弁理士制度小委員会において検討し、第6回弁理士制度小委員会（2014年2月17日開催）で報告書を取りまとめた。関係法改正案を今次通常国会に提出すべく速やかに準備を進める。

○知的財産を扱う人材の育成

我が国企業による、知的財産戦略を踏まえた経営戦略を推進するため、トップマネジメント層を含む企業経営幹部や経営企画部門の管理職等を対象に、国内外企業の経営戦略において知的財産が重要な役割を果たした事例を用いて討議等を行う実践的な研修を実施することにより、知財人材の育成を加速する。特に、中小企業については、経済団体等と連携し、「出前型」の講座を各地で実施する。

なお、知的財産に関する活用や紛争解決機能を担う法曹（裁判官、弁護士）の養成については、現在、司法試験制度の見直しの一環として「知的財産法」を含む「選択科目」の「廃止」が政府内で検討されているところであるが、我が国の法曹の実務能力の低下、司法制度の機能低下につながるよう引き続き議論の状況を注視しつつ必要な対応を行うべきとの強い指摘を踏まえ、適切に対応する。

＜法制的・実務的な整理を早急に進めるもの＞

○営業秘密の保護強化や相談体制の充実

営業秘密保護に関する産業界の意識の喚起に向けた体制や産業界の幅広いニーズの吸上げ等に向け、官民が連携して取り組んでいく体制を早急に構築し、官民それぞれが実施すべき取組内容等の具体化を進める。また、主要国における営業秘密保護に関する制度の状況や営業秘密侵害訴訟における裁判所の判断状況などに関する調査研究を進める。この調査研究の結果や企業等のニーズなどを精査し、論点等を整理した上で議論を深める。

加えて、「弁護士知財ネット」等既存の取組とも連携を行い、「知財総合支援窓口」において、中小企業に対し、知的財産権の取得だけではなく、営業秘密の管理に関する相談を受け付ける体制の構築も検討する。

○画像デザインの保護拡充に向けた制度整備

画像デザインの意匠の保護対象拡大について、意匠制度小委員会において具体的課題を含めた制度設計及び運用面の対応について検討し、報告書がとりまとめられた。今後、

引き続き、次の対応を行う。

- ・ イメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索システムの準備に直ちに着手し 2015 年度中のサービス導入を目指す。ユーザーからの評価を踏まえ随時改善を図る。
- ・ これを前提としつつ、意匠法第 2 条第 2 項の「機能」に係る審査基準を改訂することにより、①物品にあらかじめ記録された画像のみではなく、後から追加される操作画像を保護対象とし、②パソコンの操作画像を保護対象とすることを視野に入れ、画像デザインの登録要件について、関係する産業界からも広く参画を得つつ、意匠審査基準ワーキンググループで具体的検討を行う。
- ・ この検討結果については意匠審査基準ワーキンググループから意匠制度小委員会に報告するとともに、意匠制度小委員会で制度の在り方について更なる検討を行うこととし、それに合わせ、実施・侵害行為、過失推定等の関連規定の解釈を明確化し、エンドユーザーの行為、プロバイダ等の行為等の取扱いを整理すべく検討を行う。

以上の対応の状況、ユーザーニーズ及び国際整合性の観点を踏まえつつ、中長期的には、クリアランスツールの精度を高めることを大前提に、前記報告書に書かれた検討項目を中心に制度の在り方を引き続き意匠制度小委員会において検討する。

○企業の産業競争力の強化につなげるための職務発明制度の見直し

職務発明制度の見直しについて、「2014 年の年央までに論点を整理し、2014 年度中に結論を得る」（「知的財産推進計画 2013」工程表）という既定のスケジュールを前倒しし、2014 年早期に特許制度小委員会での検討を開始して議論の加速化を図る。

○ユーザーの手続負担を軽減する特許法条約(PLT : Patent Law Treaty)加入に向けた検討

特許出願手続の国際的な調和と簡素化を実現する枠組である特許法条約について、早期の加入を実現すべく、国内法の具体的な見直し事項について特許制度小委員会で検討を開始する。

○出願公開のあり方を含めた特許情報を経由した技術流出への対応の検討

我が国企業の技術流出を防止する観点から、出願公開のあり方や特許情報の提供のあり方について、実態の把握を進めつつ、具体的措置を検討する。

○既に公開されている技術文献等の調査に関する支援

大企業に比べ、費用の負担が重くなる中小企業の出願に対する先行技術文献等の調査支援について、ユーザーの使いやすさを追求した知的財産権情報提供サービスに加え、例えば、特定登録調査機関等を活用した技術調査も含め、支援施策を幅広く検討し、結論を得る。

○我が国における特許等紛争解決の実態把握

我が国において特許権や意匠権が十分な安定性、適切な効力を発揮する制度となっているか等の観点から、特許権等のあり方について検討するため、関係省庁・機関と連携しつつ、早急に、特許等紛争の発生から解決に至る全体的な実態等を調査・分析する。併せて、特許不実施主体(NPE)による権利行使、標準必須特許の権利行使のあり方について、イノベーションへの影響や、米国の「White House Task Force on High-Tech Patent Issues」など諸外国における議論、国際交渉や我が国における判例等を踏まえ、制度整備の必要性を含め、検討の加速化を図る。

○特許情報と経済の関係を分析する機能の強化

広く知的財産政策と経済政策を融合させるため、外部のエコノミストと連携しつつ、特許、意匠及び商標など知財情報と経済の関係について分析を行って知的財産施策に活用し、同時に、特許情報を経済学的に分析する内部エキスパートの養成にも取り組む。

○草の根のイノベーションを推進するための顕彰・報奨のあり方の検討

関係機関と連携しながら、優れた技術やデザインを生み出した技術者・研究開発者等を顕彰する既存の各種表彰制度について、比較分析し、今後の顕彰・報奨のあり方を検討する。

○複数の権利主体が共有する特許権を巡る問題に関する検討

「共同研究における特許の取扱いに関する調査研究報告書」(2009 年)では、「共有にかかる特許権の第三者への通常実施権の許諾につき、特許法第 73 条が共同研究の阻害要因となっているとまでは言えない」と報告されているが、その後のユーザーニーズ、社会情勢の変化や、共同研究の成果としての活用が阻害されているとの指摘も踏まえつつ、共同研究の成果の活用につながるよう検討を行う。

○知的財産に関する専門人材の育成

知財の流通を促進させるため、地域金融機関、中小企業支援機関、地方自治体、産学連携機関等の担当者を対象とし、技術の需要と供給をつなぐような目利き能力を有する人材育成を行う。

＜国際的な枠組みを活用して実現を図るもの＞

○我が国の制度・運用、審査結果の発信

・特許審査ハイウェイ（PPH）の運用改善

グローバルに活動する我が国企業が各国で早期に権利取得をする際の利便性向上のため、二国間及び多国間交渉の場を通じて、必要書類や申請要件（例えば、提出書類の機械翻訳の許容等）など PPH 関係手続の標準化を推進する。

・審査関連情報の特許庁間での共有及びユーザーへの提供

日米欧中韓五大特許庁（五庁）、先進国、アセアン等の新興国の出願や審査状況等に関する情報（ドシエ情報）を各国間で共有するとともに、ユーザーが一括で照会可能となるサービス提供を早期に実現する。まずは、2014 年度中に、我が国特許庁のドシエ情報の提供機能の開発を行う。

・新興国への我が国審査手法の浸透

アセアンにおいて、世界知的所有権機関等と連携しつつ、日アセアン特許庁長官会合や各種バイ会合を通じて、審査情報を共有するための共通システム基盤の構築等知財インフラの整備を促進する。

さらに、先進国を中心に実施している短期・長期審査官派遣を、アジア新興国との間でも順次実施するとともに、これまでにアジア新興国の知財庁幹部を多く輩出している知財人材に対する研修事業の強化等を通じて、新興国における我が国審査手法の一層の浸透を図る。

○基盤となる知的財産制度のグローバルな調和

・特許協力条約（PCT：Patent Cooperation Treaty）の制度改善（国際段階における調査等の品質改善）

国際調査機関における調査報告書等の品質改善、また各国での特許審査における調査報告結果を最大限に有効利用する運用に関して、五庁長官会合や各種バイ会合を通じて、他の先進国を巻き込みながら、世界知的所有権機関での早期実現を図る。

・企業が各国で同一の手続きにより出願可能とするための取組み

意匠における出願手続の標準化を目指し、我が国産業界の関心が高い意匠法条約の世界知的所有権機関における議論に積極的に参加する。また、大学等研究機関等のユーザーにとって重要な課題であるグレースピリオド（※）等の特許制度調和について、五庁長官会合など様々な場において、特許庁としてユーザーの声を聞きながら議論をリードしていく。

※グレースピリオド：発明の公表から特許出願するまでに認められる猶予期間

・営業秘密保護に関する日中韓での取組み推進

日中韓長官会合での合意を踏まえ各国の取組についての意見交換と専門家を交えた研究に着手するとともに、ユーザーのニーズを踏まえつつ、効果的な営業秘密保護のあり方に向けた協力を進めていく。

・諸外国の知的財産制度で生じている課題への対応

中国、インドをはじめとする新興国の中には、厳しい審査により適切な技術範囲で特許を取得することが困難となる状況、無審査で登録された権利の濫用並びに強制実施権の設定及びデータ保護に関する課題等が発生している国があり、我が国企業の利害に強い影響が生じている、または生じうる可能性がある。我が国ユーザーにとって適切な知的財産権制度の構築・運用がなされるよう、国内関係機関・先進諸国との連携、ハイレベルでの働きかけを含め、新興国への働きかけを強化する。

産業構造審議会 知的財産分科会 開催状況

第一回分科会 日時：2013 年 9 月 11 日 10:00～12:00

場所：特許庁庁舎 16 階共用会議室

第二回分科会 日時：2013 年 10 月 28 日 10:00～12:00

場所：特許庁庁舎 16 階共用会議室

第三回分科会 日時：2013 年 11 月 28 日 15:00～17:00

場所：特許庁庁舎 16 階共用会議室

第四回分科会 日時：2013 年 12 月 16 日 15:00～17:00

場所：特許庁庁舎 16 階共用会議室

第五回分科会 日時：2014 年 2 月 24 日 15:00～16:15

場所：霞が関ビル 35 階 東海大学校友会館 阿蘇の間・朝日の間

産業構造審議会 知的財産分科会 委員名簿

青山	理恵子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会副会長
大渕	哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
沖野	眞巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授
片山	英二	阿部・井窪・片山法律事務所弁護士・弁理士
君嶋	祐子	慶應義塾大学法学部教授・弁護士
小林	喜光	三菱ケミカルホールディングス取締役社長
末永	太	日本労働組合総連合会経済政策局長
高山	佳奈子	京都大学大学院法学研究科教授
竹中	俊子	ワシントン大学ロースクール教授
中鉢	良治	独立行政法人産業技術総合研究所理事長
土肥	一史	日本大学大学院知的財産専門職大学院教授・一橋大学名誉教授
長岡	貞男	一橋大学イノベーション研究センター教授
永野	厚郎	最高裁判所事務総局行政局長(兼 民事局長)
中村	勝重	三鷹光器株式会社代表取締役
野坂	雅一	読売新聞東京本社論説副委員長
会長	野間口 有	三菱電機株式会社相談役・独立行政法人産業技術総合研究所最高顧問
	林 いづみ	永代総合法律事務所弁護士
	古谷 史旺	日本弁理士会会長
	間塚 道義	日本知的財産協会会長・富士通株式会社取締役会長
	宮川 美津子	T M I 総合法律事務所弁護士
	宮城 勉	日本商工会議所常務理事
	宮島 香澄	日本テレビ報道局解説委員
	安田 浩	東京電機大学未来科学部長
	山本 貴史	株式会社東京大学T L O代表取締役社長

(敬称略，五十音順)